

厚生労働省

組織の名称	健康局
所掌事務	保健所等を通じた地域保健の向上、エボラ出血熱、エイズ、結核などの感染症や糖尿病、がんなどの生活習慣病の対策を講じるとともに、適正な臓器移植の推進を図り、国民一人一人の健康の向上に取り組んでいます。

組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・健康局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。 ・疾病・障害認定審査会等の事務に関すること。 ・前述の他、健康局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

組織の名称	指導調査室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に関すること。 ・原子爆弾被爆者に対する援護に係る予算の執行に関すること。 ・保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事務の総括に関すること。 ・保健衛生施設(総務課の所掌に属するものに限る。)の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関すること。 ・健康局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関すること。
関連情報リンク情報	保健衛生施設等施設整備費実施計画の内示

組織の名称	健康課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関すること(他局及び総務課の所掌に属するものを除く。) ・健康増進法、栄養士法及び調理師法に関すること。 ・栄養士、管理栄養士及び調理師に関すること。 ・食生活の指導及び国民健康・栄養調査に関すること。 ・高血圧症、心臓病、糖尿病その他生活習慣病の予防に関すること。 ・たばこ及びアルコール対策に関すること。 ・地域における保健の向上に関すること(総務課の所掌に属するものを除く。)
関連情報リンク情報	「健康日本21」ホームページ

組織の名称	予防接種室
所掌事務	・予防接種の実施に関すること。

組織の名称	がん・疾病対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・がんその他の疾病の予防及び治療に関すること(他局及び他課の所掌に属するものを除く。) ・がんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。 ・社会保険診療報酬支払基金の行う特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務に関すること。

組織の名称	肝炎対策推進室
所掌事務	・肝炎の予防及び治療に関すること(他局並びに結核感染症課及び難病対策課の所掌に属するものを除く。)

組織の名称	結核感染症課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること（他局並びに総務課及び健康課の所掌に属するものを除く。）。 ・感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること。 ・港及び飛行場における検疫に関すること（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）。

組織の名称	難病対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。 ・ハンセン病に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

組織の名称	移植医療対策推進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器の移植に関すること。 ・造血幹細胞移植に関すること。 ・疾病の治療に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）のうち、移植医療に関すること。